

島根県障がい者チャレンジショップ「すまいる」設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障がい者就労支援事業所等の制作する物品等を販売する、障がい者チャレンジショップ「すまいる」を県庁舎県民室内に設置し運営する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、県庁舎県民室内に販売場所を確保することにより、県内の障がい者就労支援事業所等の販売活動を促進するほか、これらの事業所の活動を県民に広く知らせることを通じて、事業所を利用する障がい者の工賃水準の向上を図ることを目的とする。

(適正な運営)

第3条 販売にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）、島根県庁舎等管理規則（昭和52年島根県規則第20号）その他関係法令等の定めるところに従い、県庁舎を適正に使用し適正に販売行為を行わなければならない。

(対象事業所)

第4条 出店の対象となる事業所等（以下、「対象事業所」という。）の範囲は、次に掲げる事業所等のうち所在地が県内にあるものとする。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設
- (2) 同条第21項に規定する地域活動支援センター
- (3) 同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設
- (4) 前3号に掲げる施設で構成する共同販売組織及び障がい者就労事業振興センター

(出店条件)

第5条 出店場所は県庁舎県民室内の障がい者チャレンジショップ「すまいる」設置区画とする。

- 2 出店場所の使用は1日単位とし、県民室利用可能時間である平日の午前8時30分から午後5時までの間に搬入等の準備及び搬入物の片付けを行う。
- 3 開店時刻及び閉店時刻は、午前9時から午後4時30分までの間で、いずれも出店者が任意で設定できるものとする。
- 4 販売商品の範囲は、対象事業所が制作する物品又は提供する役務に限るものとし、各事業所間の販売業務の受託及び委託を妨げない。
- 5 販売員には出店者の事業所職員1名以上を必ず配置しなければならない。また、可能な限り事業所利用者である障がい者1名以上を伴って販売活動を行うよう努めるものとする。

する。

- 6 出店者は、販売にあたっては商品管理等に責任を持ち、開店時刻から閉店時刻までの間の接客に誠実に対応しなければならない。
- 7 販売に伴い発生した廃棄物は、出店者が持ち帰って処分しなければならない。
- 8 出店者は、庁舎使用に伴う行政財産一時使用料及び光熱水費等の経費負担をするものとする。
- 9 出店者は売上額等を県に報告することとし、効果的な出店方法の工夫等に資するため、県は対象事業所に対してこれらの情報提供を行うことができるものとする。

(出店手続き)

第6条 出店希望者は、希望する月の前月20日(休日の場合は次の開庁日)までに、出店希望書(様式第1号)を県に提出する。

- 2 県は希望を踏まえて日程調整を行い、調整後の日程を出店希望者に提示する。
- 3 日程の提示を受けた出店希望者は、前月28日(休日の場合は次の開庁日)までに、第3条の各規則等で必要とされている許可申請書(参考様式)を提出する。
- 4 出店者は、出店した月の翌月5日(休日の場合は次の開庁日)までに、売上報告書(様式第2号)を県に提出する。
- 5 事業所が県に提出する書類については、県障がい福祉課が受付を行う。

(協議)

第7条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県の判断に従うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の取扱に関して必要な事項は、県が別に定める。

(附則) この要領は平成20年4月10日から施行する。

(附則) この要領は平成24年4月1日から施行する。

(附則) この要領は平成25年9月1日から施行する。